

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年9月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成元年4月まで

昭和61年4月にA社に入社したが、会社の都合により、従業員の国民年金保険料を会社と従業員で折半し、会社が、従業員の負担分を給料から天引きして保険料を納付していた。

国民年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を提出するので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「従業員の国民年金保険料を会社と従業員で折半し、会社が従業員の負担分を給料から天引きして、会社が保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立期間のうち昭和61年9月から63年12月までの期間については、申立人の所持する給与明細書を見ると、「控除額」の「厚生年金」の欄に当時の国民年金保険料の半額又は半額におおむね相当する金額が計上されていることから、当該相当額が給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者は、「国民年金保険料の納付に関し、希望のあった従業員については、その保険料の半額を会社が負担し、従業員の負担分は給与から控除して、国民年金事務組合のB事業団に保険料徴収を委託し納付していた。」と証言している上、当該事業団の国民年金記号番号簿（兼納付状況調）によると、申立人が記憶する同社C店に勤務していた同僚7名のうち4名について、当該事業団に保険料の徴収を委託し、保険料を納付していたことが確認できることから、申立人の主張内容に不自然さはみられない。

2 一方、申立期間のうち昭和 61 年 4 月から同年 8 月までの期間については、申立人の所持する給与明細書において当時の国民年金保険料の半額に相当する金額は計上されていない。

また、申立期間のうち平成元年 1 月から同年 4 月までの期間については、申立人の所持する同年 1 月から同年 3 月までの分の給与明細書によると、当時の国民年金保険料の半額におおむね相当する金額が計上されていることから、当該相当額が給与から控除されていることが確認できるものの、同年 4 月分の給与明細書において、基本給等とは別に 2 万 5,900 円が支給された旨の記載が確認でき、当該金額は、既に給与から控除された同年 1 月から同年 3 月の申立人負担分となる国民年金保険料相当額及び同期間に係る会社負担分となる同相当額並びに同年 4 月の会社負担分となる同相当額の合計額と一致することから、申立人に対し、同年 1 月から同年 3 月までに控除した国民年金保険料負担分の金額が事業所から返金されるとともに、同年 1 月から同年 4 月までの会社負担分の国民年金保険料相当額が支給されたと推認できる。

さらに、上述の B 事業団に保険料の徴収を委託していた同僚 4 名はいずれも昭和 63 年 12 月（同年同月分は納付）に当該事業団の徴収委託を解除されていることが確認できるところ、このうち 2 名は平成元年 1 月から同社における厚生年金保険被保険者資格取得日直前の同年 5 月までの国民年金保険料は未納となっている。

加えて、申立人は、平成元年 1 月から同年 4 月までの期間について、「会社から国民年金保険料の納付方法が変わった（委託解除）との説明を受けた覚えは無く、この期間も会社が保険料を控除し納付していたと思う。」と当該期間の保険料納付の関与を否定している上、申立期間当時の同社社会保険事務担当者は、「B 事業団による保険料の徴収委託解除後の従業員の保険料納付に係る会社の関与については覚えていない。」と証言していることから、委託解除後の当該期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立期間のうち昭和 61 年 4 月から同年 8 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 4 月までの期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 9 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで
昭和 45 年 7 月頃に A 市役所に行ったところ、申立期間を含む 42 年 3 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納めることができると言われたため、同年 6 月分の給与袋を持って全額現金で納付した。
申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料を全て納付しており、その大部分は前納制度を利用して納付しているなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、昭和 45 年 7 月頃に申立期間を含む 42 年 3 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を全額納付したと主張しているところ、特殊台帳によると、同年 7 月 2 日に、42 年 3 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を納付しており、これは第 1 回特例納付により納付したものと推認でき、さらに、同日に、申立期間直前の同年 4 月から 44 年 3 月までの保険料も過年度納付していることから、当該納付日時点において、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった上、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料だけを未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は31年10月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年7月までは30円、同年8月から21年3月までは40円、同年4月から22年2月までは120円、同年3月から同年5月までは570円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年1月までは3,000円、同年2月は4,200円、同年3月から同年12月までは4,500円、25年1月から同年7月までは5,000円、同年8月から26年4月までは7,000円、同年5月から29年4月までは8,000円、同年5月から31年9月までは1万2,000円とすることが必要である。

一方、申立人は、上記申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から31年10月31日まで
昭和18年にA社B工場に入社し、31年10月まで勤務したにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険者記録が無い。年金事務所の記録では同姓同名で生年月日が相違する者の記録があり、その者は脱退手当金を受給しているが、私は脱退手当金を受給した記憶は無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間については、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳により、申立人と生年月日の一部は相違しているものの、申立人と同姓同名の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失

日は31年10月31日)が確認できる。

また、申立人が所持するA社B工場から発行された辞令、当該事業所における元同僚と撮影した写真及び元同僚の証言から申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる上、申立人及び元同僚が記憶している申立人の勤務期間は上記未統合記録と符合している。

さらに、申立人が一緒に当該事業所に入社したとしている元同僚の記録は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の上記未統合記録が記載されているページと同じページに記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、31年10月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和19年10月から20年7月までは30円、同年8月から21年3月までは40円、同年4月から22年2月までは120円、同年3月から同年5月までは570円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年1月までは3,000円、同年2月は4,200円、同年3月から同年12月までは4,500円、25年1月から同年7月までは5,000円、同年8月から26年4月までは7,000円、同年5月から29年4月までは8,000円、同年5月から31年9月までは1万2,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間については、上記の未統合の厚生年金保険被保険者記録が申立人の記録であると認められたところであるが、当該被保険者記録は、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録では、脱退手当金が支給されたこととなっていることが確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金については、申立人が勤務していたA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に資格喪失し受給要件を満たしている女性34名のうち、31名に支給記録があり、このうち30名は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる上、当時は通算年金制度発足前の時期であることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年2月20日に支給決定が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 65 万円、申立期間②は 103 万 1,000 円、申立期間③は 10 万円、申立期間④及び⑤は 112 万 1,000 円、申立期間⑥及び⑦は 109 万 5,000 円、申立期間⑧は 94 万 1,000 円、申立期間⑨は 46 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 28 日
② 平成 18 年 7 月 28 日
③ 平成 18 年 8 月 31 日
④ 平成 18 年 12 月 15 日
⑤ 平成 19 年 7 月 27 日
⑥ 平成 19 年 12 月 14 日
⑦ 平成 20 年 7 月 28 日
⑧ 平成 20 年 12 月 12 日
⑨ 平成 21 年 7 月 29 日

申立期間①から⑨までについて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているのに賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①から⑨までについて、その主張する標準賞与額（申立期間①は 65 万円、申立期間②は 103 万 1,000 円、申立期間③は 10 万円、申立期間④及び⑤は 112 万 1,000 円、申立期間⑥及び⑦は 109 万 5,000 円、申立期間⑧は 94 万 1,000 円、申立期間⑨は 46 万 2,000 円）に基づく厚生年金保

険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 58 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 58 年 6 月まで
昭和 55 年の春、A 区役所の担当者から自宅に電話があり、勤労学生は全額免除になるとの説明を受けて、B 出張所で免除申請の手続をした。
申立期間は申請免除期間となるはずであり、未加入期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは平成 11 年 2 月 1 日であり、それ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「昭和 55 年の春に A 区の B 出張所の窓口で、勤労学生は国民年金保険料が全額免除になると言われ、免除申請の手続をした。申請を行ったのは最初の 1 回だけで、それ以降は手続していないが、それでいいものだと思っていた。」と主張しているところ、申立人から提出された在学証明書によると、申立人が申立期間において大学の夜間学部に在籍していたことが確認できるものの、国民年金制度において、勤労学生であることを理由とする免除制度は無い上、免除申請の手続は毎年度行うことが必要であることから、申立内容には不自然さがうかがえる。

さらに、A 区は、申立期間に係る免除関係資料は保存期間経過のため廃棄済みであると回答しており、このほか申立人が申立期間において免除されていたことを示す関連資料も無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 60 年 9 月まで

昭和 57 年 12 月に A 社(現在は B 社)から子会社の C 社に出向し、58 年 3 月から業務多忙により残業代等が大幅に増え、給与額が 70 万円ぐらいになったが、同年 8 月の随時改定では、標準報酬月額が 38 万円となっている。

申立期間は、残業代等を含めると最低でも 50 万円ぐらいの給与額であり、標準報酬月額は当時の最高等級である 41 万円であるはずだが、残業代等を含めずに届出をしてあると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時受け取っていたはずの報酬額より低いと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していない上、商業登記簿によると、当該事業所は既に解散しており、同社の親会社である B 社は、「申立期間当時の状況が確認できる資料はありません。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間当時、同じ業務をしていた同僚も給与明細書等を保管していない上、「自分の標準報酬月額が特別おかしいとは思わない。」と証言している。

さらに、B 健康保険組合提出資料により、同組合が記録している申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿を見ても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与か

ら控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。